

防衛医科大学校達第11号

防衛医学研究センターの管理及び運営に関する達を次のように定める。

平成8年10月1日

防衛医科大学校長 間 宮 群 二

防衛医学研究センターの管理及び運営に関する達

平成19年 3月28日達第 5号

(目的)

第1条 この達は、防衛医学研究センター（以下「研究センター」という。）の円滑な管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(運営委員会の設置)

第2条 研究センターの管理及び運営に関する基本的事項を審議するため、防衛医学研究センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構成)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、研究センター長をもって充てる。

3 委員は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 研究センターの教授

(2) 研究センターの准教授

(3) 研究センターの事務長

(4) 医学教育部及び病院の教授のうちから学校長が指名する者若干名

4 前項第4号の委員の任期は2年とし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(審議事項)

第4条 委員会は、研究センターに関する次に掲げる事項を審議する。

(1) 研究計画に関する事項

(2) 研究成果に関する事項

(3) その他管理及び運営に関する事項

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じ、委員長が召集する。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を審議することができない。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を行うものとする。

4 委員長は、必要に応じ、委員会に委員以外の職員を出席させ、又は部外の学識経験者の出席を要請し、意見又は説明を求めることができる。

(委員会の庶務)

第6条 委員会の庶務は、研究センター事務部において行う。

(委任規定)

第7条 この達に定めるもののほか、研究センターの管理及び運営に関し必要な細部事項は、学校長の承認を得て、研究センター長が定める。

附 則

この達は、平成8年10月1日から施行する。

附 則

この達は、平成19年4月1日から施行する。